

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針

整備にあたっては、対象となる歴史的な施設や周辺地域の歴史的、文化的な背景やそれらと関わる市民や地域住民の活動状況等を十分に把握した上で、周囲の歴史的、文化的景観との調和を図りながら進める。特に、史跡や文化財に指定されている場合には、関係法令を遵守しつつ、必要に応じて「宗像市文化財保護審議会」の意見を聴いて行うものとする。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、積極的な公開や活用を行い、施設の魅力と価値を十分に発揮させることにより、歴史的風致の維持向上を図るものとする。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、防災や防犯などにも配慮した維持管理を行うとともに、文化財保護法ほか、景観法、市条例等に基づいた日常的な維持管理を確実に進める。

さらに、歴史的風致維持向上施設については、市民や市民団体等との協力のもと、官民一体となった維持管理を進め、これらの施設の特性を生かした積極的な活用を進める。なお、事業実施にあたっては、国や県からの支援が得られるよう検討を進めることとする。

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業【事業一覧】

- ① 史跡宗像神社整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ② 歴史的建造物等整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業【事業一覧】

- ③ 歴史的風致等環境整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ④ 道路美装化事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ⑤ まちなみ景観整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する事業【事業一覧】

- ⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ⑦ 歴史文化資産継承支援事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

エ 歴史文化の認識の向上に関する事業【事業一覧】

- ⑧ 歴史文化基本構想策定事業（平成 30 年度～平成 31 年度）
- ⑨ 歴史文化資産ガイダンス拠点整備事業（平成 30 年度～平成 39 年度）
- ⑩ 歴史文化資産普及啓発事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

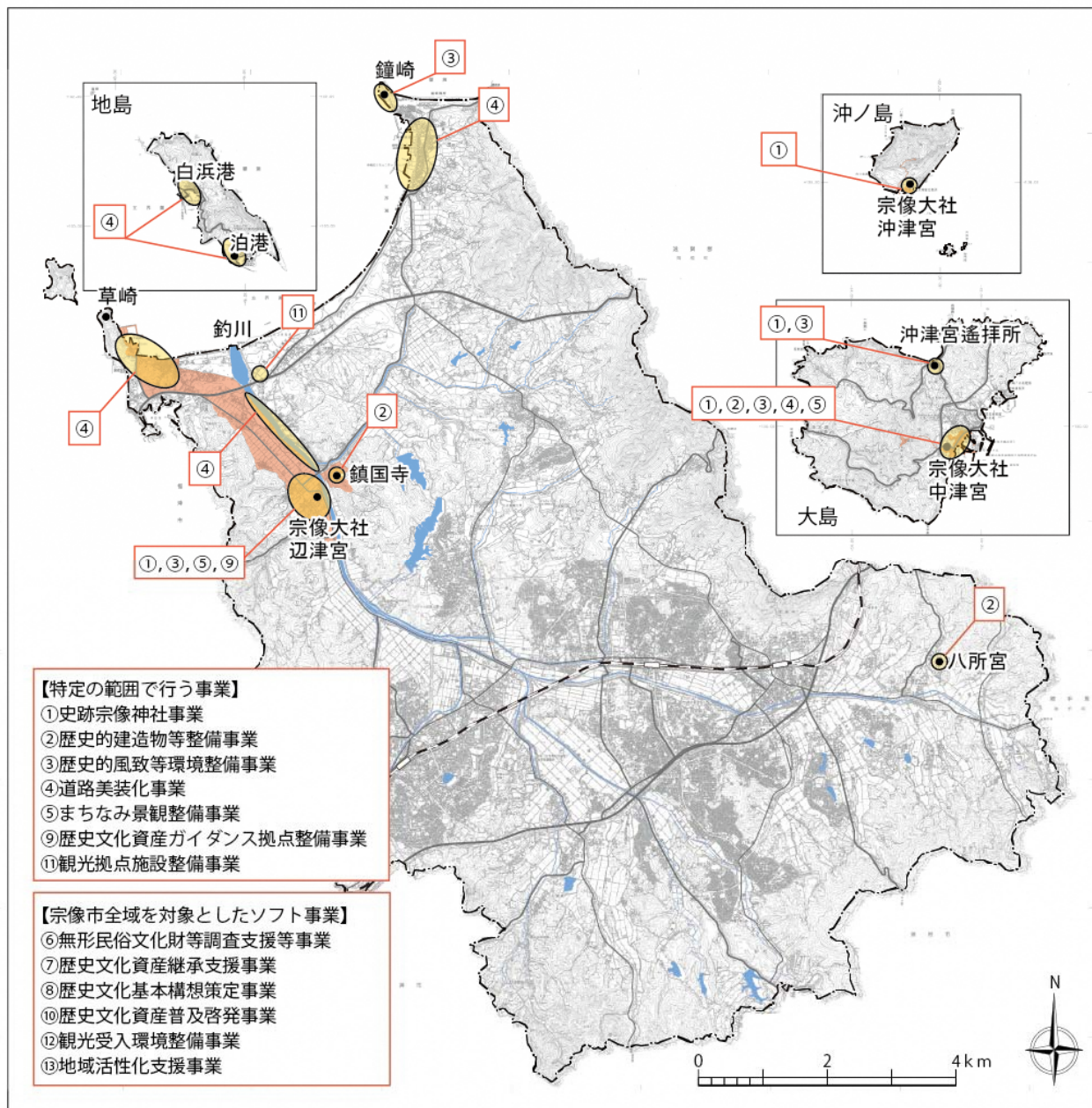
オ 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する事業【事業一覧】

- ⑪ 観光拠点施設整備事業（平成 30 年度）
- ⑫ 観光受入環境整備事業（平成 30 年度～平成 35 年度）
- ⑬ 地域活性化支援事業（平成 30 年度～平成 39 年度）

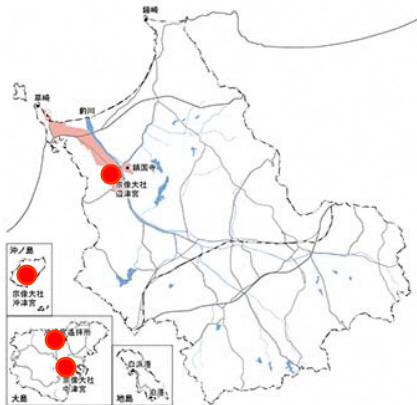
2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

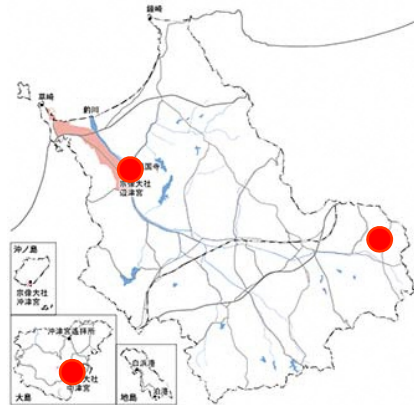
歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置

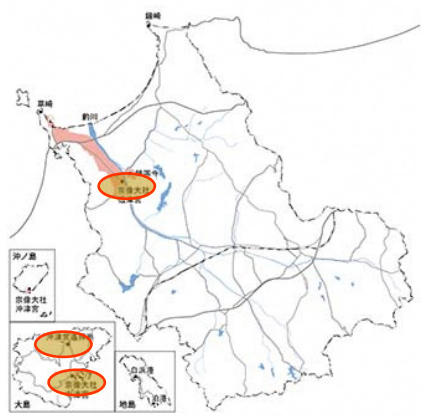


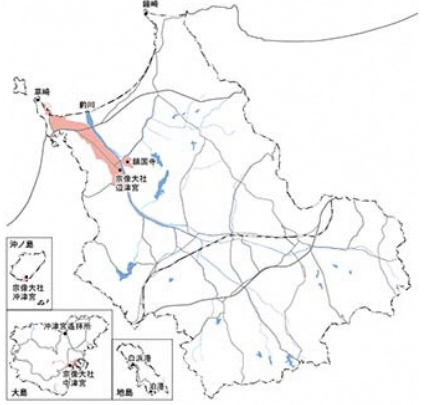
ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

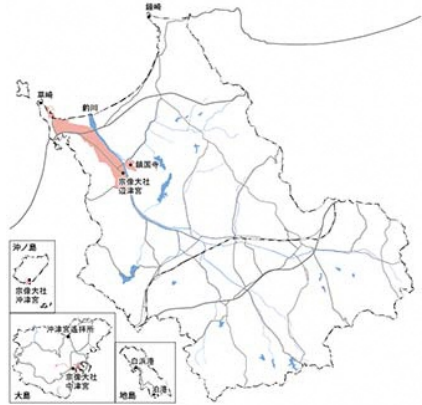
事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市沖ノ島地域ほか 
事業概要	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である宗像大社沖津宮等、世界遺産構成資産の修景や参道、法面の修景整備等の周囲の環境整備を行うものである。 （沖津宮社殿）  （沖津宮遙拝所）  （中津宮本殿・拝殿） 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産であり、良好な景観形成の推進の一環及び観光振興を目的とした整備を進める。島内の禊場の整備や法面の修景、社務所の修景等を行うことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。

事業名	② 歴史的建造物等整備事業
事業主体	市、鎮国寺、宗像大社、八所宮
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市吉田地域、大島地域ほか 
事業概要	本事業は、歴史的建造物の修景や参道の整備等を行うものである。 (鎮国寺)  (宗像大社中津宮)  (八所宮) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である宗像大社と密接な関係にある鎮国寺と中津宮の整備を中心とした整備を進めることで、継承されてきた神事が守られ、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。 この他、300 年以上続く御神幸祭の舞台である八所宮の土壁修景事業や境内の整備を進める。本事業を実施することで、地域の住民が育んできた活動を守り、継承されてきた神事が守られ、「八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。

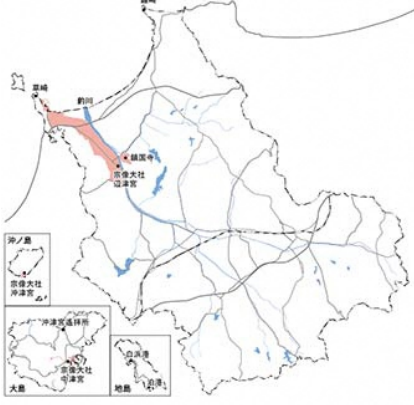
イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業

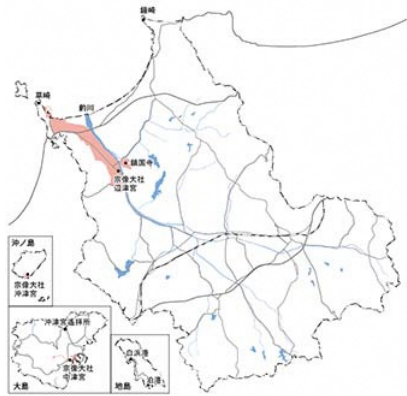
事業名	③ 歴史的風致等環境整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市吉田地域、大島地域ほか 
事業概要	本事業は、景観計画景観重点区域や織幡神社周囲の環境整備を行うものである。工作物の修景やトイレの整備、景観阻害要因の撤去等を行い、良好な景観形成に資する整備を実施する。 (織幡神社周辺) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業場所は、市景観計画の景観重点区域を中心にした事業であり、周囲の景観と調和した整備を進めなければならない。また、世界遺産構成資産は多くの観光客が訪れることが予想されるため、観光の拠点となり、観光振興が図られ、さらに世界遺産構成資産と一体となった観光振興が図られることで、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。

事業名	④ 道路美装化事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市大島地域ほか 
事業概要	本事業は、鐘崎や神湊、大島等の景観計画景観重点区域を中心とした市道の美装化事業を行うものである。 (大島谷岡線の美装化)  (釣川沿岸の美装化) 実施前  実施後イメージ 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業は、市景観計画で景観重点区域として位置付けている大島や神湊等の環境整備事業である。大島、地島、鐘崎、神湊等の漁村集落は、今もなお風情を残し、良好な景観形成が図られている。本事業は、これまで育まれた地域の景観と調和するように進めなければならない、住民や観光客の景観に対する意識向上が図られることから、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。

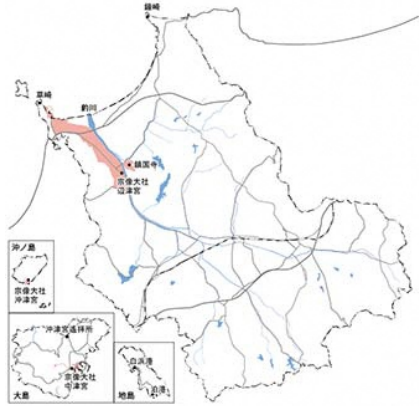
事業名	⑤ まちなみ景観整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市田島、大島地域ほか 
事業概要	本事業は、良好な景観形成の推進の一環として、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」構成資産である宗像大社周辺の建物の修景等のまちなみ整備に関わる事業を実施する。 (宗像大社辺津宮周辺)  (宗像大社中津宮周辺) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	事業位置は、宗像大社辺津宮周辺や中津宮の周辺等、宗像大社周辺のまちなみの整備を行うものである。 本事業を実施することで、景観が保全され、「宗像大社にまつわる歴史的風致」に関する構成要素が一带となって整備されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

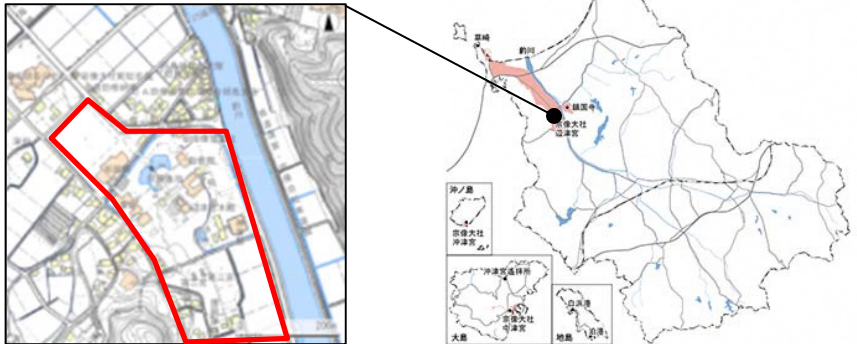
ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する事業

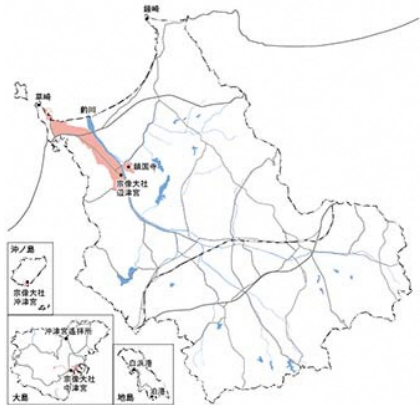
事業名	⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域 
事業概要	各地域に残されている祭事や活動等の無形民俗文化財等を後世に継承するため、指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた無形民俗文化財の調査や記録、情報発信等を行い、地域の伝統や文化の価値づけを行う。 (八所宮御神幸行列)  (唐津街道赤間宿まつり) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業を実施することで、指定文化財だけでなく、地域が育んできた伝統や文化を尊重する態度が養われ、持続的な社会の担い手を作ることができる。また、地域の祭事等を後世に残すことで、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑦ 歴史文化資産継承支援事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域 
事業概要	各地域で育んでいる歴史文化資産を継承するため、祭事の際に使用する道具等の修理など、活動に対する支援を行う。 (祭事で使用する注連縄づくりの様子) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業を実施することで、地域が育んできた伝統や文化が継続され、後の世代に継承されることから、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持向上に寄与する。

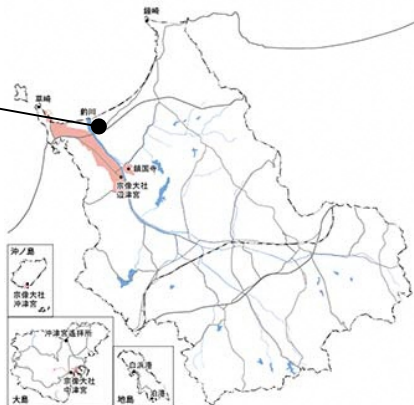
エ 歴史文化の認識の向上に関する事業

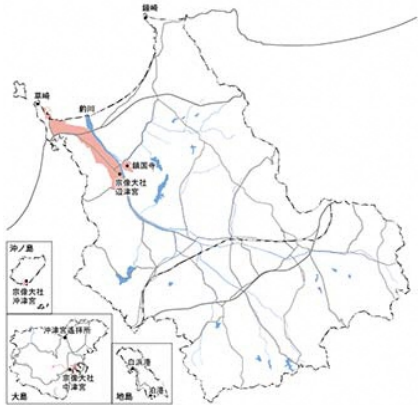
事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 31 年度
支援事業名	市単独 ※文化芸術振興費補助金の活用を検討
事業位置	宗像市全域 
事業概要	指定・未指定に関わらず、文化財を幅広く捉え、宗像市の歴史文化のマスタープランとなるべき、「宗像市歴史文化基本構想」を策定する。田熊石畑遺跡や桜京古墳といった国指定史跡の他、市内その他の文化財について、今後の方針や活用方法等を定める。 (登録有形文化財 - 赤間宿勝屋酒造) (田熊石畑遺跡)  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宗像市の歴史文化基本構想を策定することで、先代から受け継がれてきた伝統や風習を再発見することができ、さらに文化財行政の振興と活性化を図ることができ、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持向上に寄与する。

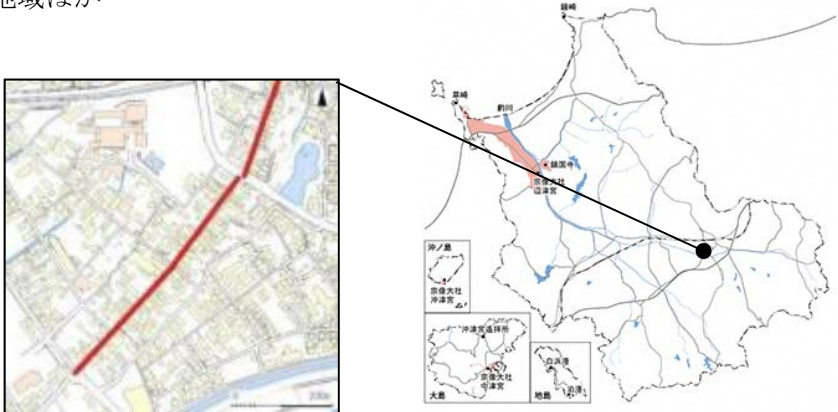
事業名	⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市田島地域 
事業概要	(世界文化遺産 沖ノ島)  本土側の中心拠点となる宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約 34,000 平方メートル）に国宝約 8 万点を展示・収蔵する文化施設棟をはじめ、中核来訪者施設棟（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究棟、図書館分館棟など、延べ面積約 6,000 平方メートルの施設整備を整備する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	既存の文化施設棟（神宝館）及び文化財保存管理棟（収蔵庫や海の道むなかた館等）は、建築物及び設備機器の老朽化が著しく、また、周囲の古民家との調和がされていないため景観上も問題がある。本事業を実施することで、宗像大社辺津宮周辺の景観が保全され、「宗像大社の祭事及び神事にみる歴史的風致」に関する構成要素一体となることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	⑩ 歴史文化資産普及啓発事業
事業主体	市、青年会議所
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域 
事業概要	世界遺産登録啓発の一環として、各種啓発事業を行う。市内で公演する活動や大島交流館の展示・活用として、展示やイベントを構成し、大島の歴史文化を学び、大島の観光資源との交流を図る。 (ミュージカルの様子)  (ふるさと学習) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市民参加型のミュージカルは、2017 年にユネスコ世界遺産に登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をテーマとしている。さらに、ふるさと学習を通して、郷土の歴史文化を学習することで、宗像市の子どもたちが地域の歴史に誇りをもち、後世に継承することで、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持向上に寄与する。 また、大島には宗像大社中津宮、沖津宮遙拝所があり、世界遺産である「神宿る島」沖ノ島を守ってきた大島の人たちの生活、歴史文化、伝統、自然等を展示やイベントを通して市内外に発信することで、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の認知向上、維持向上に寄与する。

オ 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する事業

事業名	⑪ 観光拠点施設整備事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市江口地域  
事業概要	本事業は、むなかた観光物産館の増築に伴い駐車場の整備、外周道路の美装化、芝生広場等の緑化及び物産館のリニューアル整備を実施する。 (実施前)   (実施後)  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業位置は、さつき松原や古民家、田園地帯に隣接しており、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の構成要素を含んでいることから、一体となった整備を進める必要がある。また、施設をリニューアルすることによって、来訪者が休憩と併せて宗像市の歴史文化に関する理解を深めることができ、それらを巡る周辺観光の利便性回遊性の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	⑫ 観光受入環境整備事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域 
事業概要	本事業は、宗像市の歴史文化資産の魅力、伝統的な活動、街並みなどについて、観光客等に同行して案内する観光ガイドを専門の養成講座の開催によって養成する。 (講座の様子①)  (講座の様子②) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光ガイドは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関するの情報提供者の役割を担うとともに、宗像市を訪れる多くの人々が歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、伝統文化の継承や後継者の育成が図られ、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	⑬ 地域活性化支援事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※平成 27 年度は地方創生先行型補助金を活用
事業位置	宗像市赤間地域ほか 
事業概要	本事業の位置は、江戸時代の宿場町として栄え、今も古い街並みを残す唐津街道・赤間宿であり、良好な景観形成の推進の一環として、赤間宿通りへの新規出店者に対して支援を実施する。 (実施前) (実施後) 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	事業位置は、江戸時代の宿場町として栄え、今も古い街並みを残す唐津街道・赤間宿であり、良好な景観を形成している。しかし、近年、空き店舗が増加しているため、本事業を実施することで景観が保全されることから、「唐津街道赤間宿にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。